

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当企業グループは、経営の透明性ならびにアカウンタビリティ(説明責任)を重視し、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化・充実に最優先課題と位置付けることで、株主、顧客、従業員にとっての企業価値の最大化をはかっております。当社は、監査役設置会社であり、監査役による取締役・取締役会の業務執行を監督する機能の他に、会社の業務運営が法令、定款、社内規定などに従って適切かつ有効に執行されているかを監査する、社長直轄の内部監査室において監査機能の強化をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則について実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アルゴグラフィックス	990,000	50.72
セイコーインスツル株式会社	408,000	20.90
ジーダット従業員持株会	45,500	2.33
久保田 正明	30,000	1.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	20,020	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	18,800	0.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	18,680	0.96
尾崎 敬郎	11,100	0.57
日本証券金融株式会社	9,400	0.48
株式会社エスケーエレクトロニクス	9,000	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社アルゴグラフィックス (上場: 東京) (コード) 7595

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社である株式会社アルゴグラフィックスの企業グループに属しておりますが、同グループの中に当社と同一の事業を行う会社は無く、また同グループ内の会社との取引も極めて小額な限られたものであり、独立した経営を行っております。さらに同グループ内の会社との取引が発生する場合は、取締役会において決議を行い、当社及び当社株主各位の不利益とならないよう留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は独立社外取締役の比率を1/3に高めることにより、一般株主と利益相反が生じるリスクに対応しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧沢 観	他の会社の出身者							○	○			
渥美 滋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧沢 観	○	同氏は、当社の取引先であるセイコーホールディングス㈱の常務取締役経営企画部長 兼 経理部長及び、当社の主要株主かつ取引先であるセイコーインスツル㈱の取締役・常務執行役員であります。当社と両社グループとは異なる事業領域において独立して事業を行っており、会社間の取引額も極めて少ない(合計で当社の売上高の1%未満)ため、独立性は充分であると判断いたします。	同氏は経営企画、経理、法務において豊富な知識と経験を有しており、当社経営に資する所が大と判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社の間には、別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる懸念がないことから、独立性が充分であると判断して独立役員に指定しました。

渥美 滋	○	同氏が過去に業務を執行したソニーLSIデザイン(株)と当社の間には製品等の販売取引があり、取引金額は当社の直近事業年度の売上高の約7%であります。同氏は2017年8月に同社を退職し、現在は同社との間に特別な取引関係はありません。出身会社の意向に影響される立場にないことから独立性は充分であると判断いたします。	同氏は半導体事業及び電子部品ビジネスにおいて豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役役に選任しております。同氏と当社の間には特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる懸念がないことから、独立性が充分であると判断して独立役員に指定しました。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人の連携状況

監査法人より、四半期毎・または随時に監査の方法と結果について詳細な報告を受け、意見交換を行っております。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況

当社は会社の業務運営が法令、定款、社内規定などに従って適正かつ有効に執行されているかを監査する社長直轄の組織である内部監査室を設けております。監査役は、内部監査メンバーと相互に聴取・討議の機会を設け、当社企業グループ全部門にわたる適確な監査を実施するよう連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 鋼一	他の会社の出身者													○
日比野 好恵	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 鋼一	○	——	同氏は経営全般および半導体・EDA事業において豊富な知識と経験を有しており、当社経営に資する所が大と判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社の間には特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる懸念がないことから、独立性が充分あると判断して独立役員に指定しました。
日比野 好恵	○	——	同氏は企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の関心と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。同氏と当社の間には特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる懸念がないことから、独立性が充分あると判断して独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

営業利益の額を行使条件とする有償型のストックオプション制度を導入しました。
譲渡制限付株式による業績連動型報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

有償ストックオプションの上と対象者は、社内取締役および従業員としました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第19期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に取締役を支払った報酬は 約41百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年1月21日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針について、下記のように決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、取締役の基本報酬の上限額(年額1億40百万円以内)は、株主総会において2006年6月27日に承認されている。

3. 株式報酬(非金銭報酬)の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、中長期的な企業価値向上との運動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役に支給する金銭債権を現物出資として当社の普通株式の発行または処分を受けるものである。譲渡制限付株式は、対象となる事業年度ごとに取締役会が予め設定した経営指標を達成したことを条件として、取締役会が予め定めた譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限付株式として発行または処分する当社普通株式の数の上限(年1万株以内)、および現物出資のために支給する金銭債権の額の上限(年額20百万円以内)は、株主総会において2018年6月20日に承認されている。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。なお株式報酬も、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が取締役個人別の割当株式数について委任を受けるものとする。

以上

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画2部長が、社外取締役、社外監査役の連絡窓口として、取締役会開催の連絡等に当たっております。さらに、社外監査役については、常勤監査役が定期的に報告を行うことで情報の共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長1名、取締役5名(内2名は社外取締役)、計6名で構成されます。取締役会は定例で毎月1回開催する他、必要がある場合は臨時取締役会を開催し、付議議案の決議ならびに各取締役による業務報告を適宜行っております。監査役3名も取締役会に出席し、取締役の業務執行にかかわる監視・監督機能を果たしております。

第19期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)においては、7回(定時7回)の取締役会を開催いたしております。

(2) 経営会議

当社は、取締役会の他に取締役会を補完する目的で経営会議を設置しております。経営会議は、社長ならびに各部門長他で構成され、原則月2回、業務執行における重要事項について討議、検討を行っております。

(3) 監査役会ならびに監査役監査の状況

平成19年6月20日に開催された定時株主総会の決議により、当社は監査役会設置会社となり、監査役3名による監査役会を定例で毎月1回開催し、監査計画、その進捗状況、結果等の確認を行っている他、内部監査の状況等の情報交換を行っております。監査役は取締役会への出席、さらに常勤監査役は経営会議にも出席をし、必要に応じて意見を述べ、取締役の職務遂行を監査しております。また内部監査担当者が行う内部監査への立会い・報告等を通じて、内部監査とも連携した監査に努めております。

第19期においては、12回(定時11回、臨時1回)の監査役会を開催した他、適宜必要により情報交換を行っております。

(4) 内部監査の状況

当社内の各部門における業務執行の健全性、効率性、適切性をはかり、かつ内部統制システムとして不祥事等リスク発生の未然防止をはかることを目的として、社長直属の内部監査の機能を担う内部監査室を設けており、会社の業務運営が法令、定款、社内規程などに従って適正かつ有効に執行されているかを「内部監査規程」に基づき検証しております。

第19期においては、各主要業務の内部監査を実施いたしております。

(5) 会計監査の状況

第19期においては、当社は、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士及び、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士

森竹 美江

* 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者

公認会計士 2名

その他 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は豊富な経験と高い知識を有している社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、社内役員から独立した立場でかつ専門的見地から、当社の経営全般に関与することにより、牽制機能を果たし、経営の透明性ならびにアカウンタビリティ(説明責任)を高められると判断しております。更に当社は独立者社外取締役の比率を1/3に高めることで、一般株主との利益相反が生じるリスクに対応しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会出席者の増加を促すために集中日を避けております。第19期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)定時株主総会は2021年6月16日に開催いたしました。
その他	当社ホームページへの招集通知の早期掲載を行うことで、株主の方々の便宜をはかりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第19期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)においては、アナリスト・機関投資家向けの説明会を1回開催いたしました。今後とも、決算短信、四半期決算短信発表後速やかに説明会を開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料を掲載いたしております。また、重要な経営情報については、プレスリリース、ホームページ等により適時開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社経営企画1部が主管部署であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内において、電気使用量削減目標を定め、節電の考え方を従業員に周知させるとともに、節電に向けた施策を積極的に進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成19年6月20日に開催された取締役会において、以下の「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役及び従業員の全てが法令及び定款、社会的規範を遵守するための行動基準として、「行動規範・行動ガイドブック」を定める。
- (2) 「行動規範・行動ガイドブック」の徹底を図る主管部門は経営企画部とし、当社企業グループ全体の取組みを組織横断的に統括し、従業員への啓蒙、教育活動を行い、定期的に取り組み状況を取締役会、監査役会に報告する。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
- (4) 監査役会及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めたとときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 当社における法令、諸規定に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に、「内部通報制度に関する規程」に定める内部通報制度を導入する。
- (6) 各部署における業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているかの監視を目的として、内部監査室が定期的な業務監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」に基づき、書面による記録または電磁的に記録し、保存・管理を行う。(株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、経営会議議事録等の重要文書)
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、当社のリスク管理を体系的に制定する、「リスク管理規程」を定める。
- (2) リスク管理の徹底を図る主管部門は経営企画部とし、当社企業グループ内のリスク情報の分析・評価を行い、個々のリスクに対する管理体制の構築を行うとともに、定期的に管理状況を取締役会、監査役会に報告する。
- (3) 各部署におけるリスクのマネジメントが十分に行われているか検証し、リスクの予防を図ることを目的として、内部監査室が定期的な業務監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会にて各取締役の職務分担を明確に定める。
- (2) 取締役会を補完する目的で、社長ならびに部門長以上で構成される経営会議を原則月2回開催し、経営課題のリストアップ、対策の立案等に議論を尽くし、多面的な検討を行うとともに、経営の迅速な意思決定を推進する。
- (3) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
- (4) 「業務分掌規程」、「決裁権限基準」に基づき、適正かつ効率的な職務の遂行が行われる体制とする。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の制定した「行動規範・行動ガイドブック」を各子会社においても遵守することとし、グループ企業の役員及び従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- (2) 当社の「内部通報制度に関する規程」は子会社の役員及び従業員にも適用され、グループ企業全体での業務の適正な遂行を確保する。
- (3) 子会社の経営管理については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、必要な情報の当社への報告ならびに決裁基準を各子会社毎に定め、これに基づき運用を行う。
- (4) 当社ならびにその親会社及び子会社間の取引については、当該取引を行う必然性、合理性ならびにその取引条件の妥当性の各要件を満たすことを十分に確認する。
- (5) 当社内部監査室は、各子会社の監査役とも連携し、内部統制体制に関する子会社監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会及び監査役から、当社企業グループの規模では職務を補助する専従の使用人を置く必要が無い旨回答があり、当該使用人は設けない。
- (2) ただし、今後設置を求められた場合は、従業員から選任するものとし、当該使用人の人事異動、人事評価等については監査役会の承認を得た上で決定するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、経営会議等の当社の重要な全ての会議に出席し、報告を受け、質問を行い、必要により意見を述べるができる。
- (2) 監査役は、業務執行に関する全ての資料、電磁的記録を閲覧でき、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 取締役は、法定の事項のほか、以下の事項について報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・内部監査の結果
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
- (2) 監査役会及び監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人からヒアリングを実施することができる。
- (3) 監査役は、内部監査部門と連携し情報の共有化を図る。
- (4) 監査役が職務を執行する上で必要な費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針とする。
- (2) 所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と緊密に連絡し、常日頃から反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、万が一、不当要求を受けた場合の対応統括部署を経営企画部とし、組織的かつ速やかに対応する。
- (3) 取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

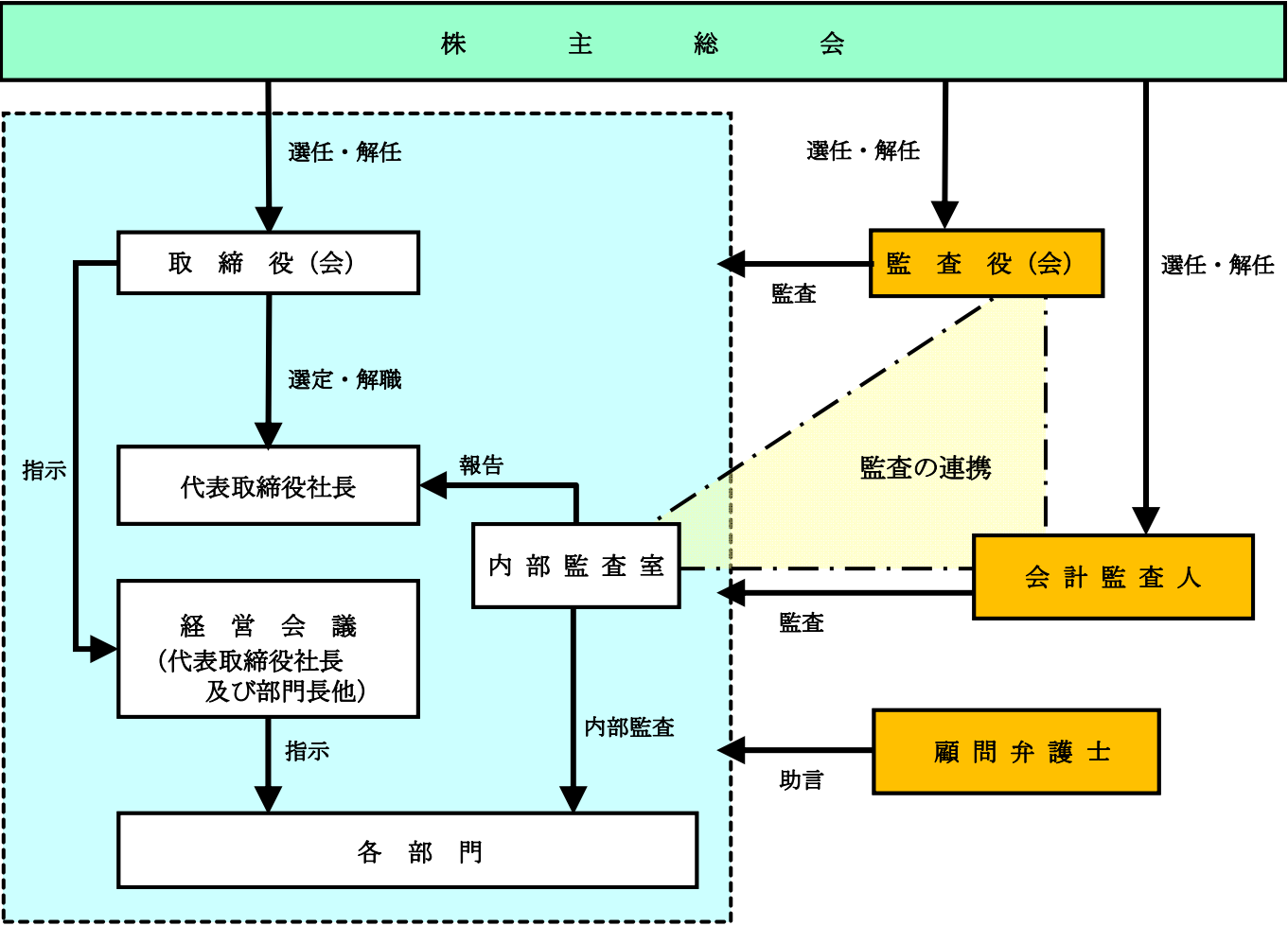
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

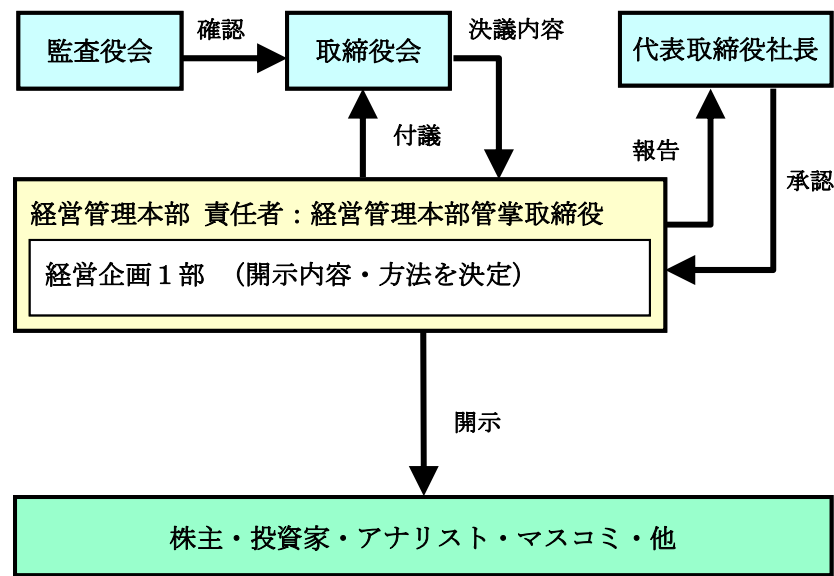
(2020年6月18日現在)



【参考資料：適時開示体制の概要（模式図）】

(2020年6月18日現在)

【決定事実・決算】



【発生事実・その他】

